

# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年8月18日

広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム  
チームリーダー 柴田 勉

## 1 業務内容

### (1) 業務名

広島空港アクセス路線（宮島路線）運行実証実験業務

### (2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約日から令和6年12月31日まで

### (4) 履行場所

広島市中区基町10番52号 北館2階

広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム事務局（空港振興課内）

## 2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者、又は申請中の者であること。
- (4) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 3 公募型プロポーザル手続等

### (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の入手方法

#### ① 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 北館2階

広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム事務局（空港振興課内）

電話（082）513-4014（ダイヤルイン）

#### ② 交付期間

令和5年8月18日（金）から令和5年8月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

#### ③ 入手方法

上記①の場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記②の期間内に必着することと

し、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

- ① 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

② 提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 北館 2 階

広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム事務局（空港振興課内）

担当者：杉原、丸茂

電話（082）513-4014（ダイヤルイン）

電子メール [dokukou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dokukou@pref.hiroshima.lg.jp)

③ 提出期限

令和 5 年 8 月 30 日（水） 午後 5 時

④ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記③の期限までに必着することとする。

⑤ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 5 年 8 月 31 日（木）までに申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

① 提出先

上記(2)②の場所

② 提出期限

令和 5 年 10 月 3 日（火） 午後 5 時

③ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による場合は、上記②の期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提出された提案書に基づくプレゼンテーション審査とする。広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチームが設置する公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「広島空港アクセス路線（宮島路線）運行実証実験業務 公募型プロ

ポーザル 審査基準」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(3) 結果の通知

審査結果は令和5年10月6日(金)までに、申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

「広島空港アクセス路線(宮島路線)運行実証実験業務 公募型プロポーザル説明書」及び「広島空港アクセス路線(宮島路線)運行実証実験業務 仕様書」等による。

6 問い合わせ先

広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム事務局(空港振興課内)

担当者: 杉原、丸茂

電話 (082) 513-4014(ダイヤルイン)

電子メール [dokukou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dokukou@pref.hiroshima.lg.jp)